

フォーラム検討資料について

フォーラム資料については、住民投票制度の骨格となる論点と考え方について、市民に説明を行うための資料としたい。

資料イメージ

1 制度の目的

住民投票制度は、自治基本条例第31条の規定により、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するために実施するものです。

【説明】

- ・
- ・
- ・

(その他の想定される項目)

2 制度の位置付け

常設型か、個別型か

3 対象事項

対象事項として相応しい事項の考え方 など

4 投票資格者・日本国籍を有する者

対象年齢について など

5 投票資格者・定住外国人

投票資格者となる外国人の範囲について など

6 住民投票の執行等

執行者、選挙管理委員会への委任の考え方 など

7 住民投票の発議

署名数の考え方 など

発議者については、自治基本条例第31条で住民、議会、市長に認められている。

8 投票資格者名簿

名簿の調製、名簿の閲覧 など

9 実施区域

実施区域の設定 など

10 投票の形式

選択肢の形式 など

11 投票及び開票に関する事務等

選挙事務の関係 など

12 情報の提供

市の情報提供の考え方 など

13 投票運動

投票運動の考え方、罰則の設定 など

14 成立要件

成立要件の設定 など

15 尊重義務

自治基本条例第 31 条で議会、市長の尊重義務が規定されている。

16 請求の制限期間

制限期間の設定 など